

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（54）

（Eメールニュース「みやぎの九条」2016年8月15日号収載）

小田中 聡樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今号では2015年11月に生じた諸問題の第三回目です。TPP問題などを解明します。2015年11月は今回で終了し、次回から2015年12月に入ります。）

IV TPPの動きとその影響

（一）TPP大筋合意

（1）2015年10月6日、TPP（環太平洋連携協定）について大筋合意したことを日米など12ヶ国が発表した。TPPは前文と30章で構成されており、基本的には、関税の撤廃・削減と貿易の自由化（市場の自由化）である。米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、砂糖、野菜、果物、水産物、林産物、工業製品、自動車などに関税を撤廃・削減することである（11月4日赤旗）。

この関税の撤廃・削減が日本経済や私達の食生活に何をもたらすかは、のちに述べる。

（2）11月4日、穀田国対委員長（共産党）は、記者会見で大筋合意への対応を問われ、次のように述べた。

“政府は「大筋合意」と強調するが、他国の状況と実態は違う。成文化されているわけではなく、決着はついていない。……重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖）でも三割に関税を撤廃されるなど大幅に譲歩している……農業、医療、建設など日本社会のさまざまな分野に否定的

影響を及ぼしていく”と語った（11月5日赤旗）。

（3）11月4日、農林水産省は、TPPの「大筋合意」による国内の畜産物、水産物、林産物への影響分析を自民党農林水産関係会議に報告した。それによれば、牛・豚肉については長期的には国産品の価格は下落すると分析し、バターや脱脂粉乳は悪影響は回避の見込みとの見方を示した（11月5日赤旗）。

この見方の当否はのちに触れる機会があると思うが、このTPPがアベノミクスの一環であり、軍拡の経済的側面であることをあらかじめ指摘しておく。

（4）11月5日にTPPの条文案が公表された。膨大な文書の外に、二国間の交換公文も含むものである。扱っている分野は、市場開放、検疫、投資、政府調達、知的財産権、食の安全に影響を及ぼすもの、保険、自動車など、アメリカ企業が長年にわたり日本に要求してきた項目が入っている。しかし、条文案の仕組みは複雑であり、一見アメリカの要求と明示されない条

文案の中にもアメリカの利益を保障する条文がかくされている。そこで食の安全に関する条文案のからくりをみることにしたい。

植物検疫に関して、TPP 締結国が自国の貿易に「悪影響を及ぼすものがある」と認めた場合、技術的協議を行うことを規定している。

この技術的協議の名の下にアメリカが日本政府に有形・無形の圧力をかけ、日本で認められていない食品添加物の入った食品を輸入させるしくみを作っていることが一例である（11月7日赤旗）。

ところが11月10日、安倍首相は、国内農業対策につき、“不安に寄り添いながら、政府全体で万全の対策をとりまとめ実行し、農業を成長産業化させる”と述べた（於衆院予算委）（11月11、12日赤旗）。

一方で農業を衰退させ、他方で農業を成長産業化させるとするのは 詭弁もここに極まれるというべきである。

（5）11月11日、紙智子議員（共産党）は、TPPの「大筋合意」が最終合意ではないことを前提に批判した。その要点は、大要次の通りである。

紙 食品添加物につき米国から圧力をかけられ、食の安全が脅かされるのではないか。

安倍 TPPでは締約国が自国の食品の安全を確保するため必要な措置をとる権利を認めている。

紙 日米協議ではそうになっていない、TPPの関連文書をすべて公開すべきだ、輸

入食品が急増しているのに食品監視員が増員されていないため9割の輸入品が未検査で市場に流通している、TPPによって輸入食品が増えれば一層検査率は低下し食の安全が脅かされる。

甘利経済再生担当相 輸入量が増えるのに比例して検査体制を整備していく。

紙 日本の交渉はアメリカの言いなりではないか。

安倍 日米の自動車の関税は最も長い期間で撤廃すると約束した。

以上の問答の他にも、TPPが米、牛肉だけでなく畑作も日本農業に影響すること、輸入が増えれば輪作体系は崩れること、冬が終わると春がくる、春がくるからがんばれる、TPPはその希望がそがれる、地方は崩壊し、子どもの未来もない（そして十勝地方のある町長の言葉を示し）“地域経済と子どもの未来を奪うことになる”と批判。さらに自民党の公約はすべて破綻した、と断じたのである（11月12日赤旗）。そして発効条件につき、日本が批准しなければ発効しない、という甘利経済再生大臣から言質をとった。

（6）安倍首相は、11月11日の参院予算委員会で、TPPの「大筋合意」につき、国内の農業対策について、“農地を集約する方向もしっかり進めていきたい”と述べた。

この発言が意味するのは、小規模農家の切り捨てであり、大企業の参入する利潤追求型の大規模農場の育成である。

(7) ここで TPP が日本の食生活を脅かす実態を見ることにする (11 月 17 日赤旗)。

① 東京大学大学院鈴木教授の見解によれば、農産物重要 5 品目 (米、麦、牛・豚肉、乳製品、甘味資源作物) などで、TPP による打撃額が一兆円を超えること、②重要 5 品目は 586 品目のうち 3 割が関税撤廃になること、③コメの輸入が拡大すること、今でもミニマムアクセス (最低輸入機会) として 77 万トンの輸入をしていることに加えてアメリカに 7 万トン、オーストラリアに 8400 トンの輸入枠が新設されること、アメリカは 7 万トンの枠のほかに加工用 6 万トンを拡大することになっていること、④5 項目以外の農林水産物 (野菜・果物など) は 98%が関税撤廃となり、農林水産物全体で 8 割が関税撤廃になること、⑤関税を撤廃した農作物が壊滅的打撃を受けること (例えばかつて自給していたナタネや大豆がいま自給率はナタネが 0.04%、大豆が 7%)、⑥「大筋合意」が農産物の輸入拡大を迫れる仕組みを作っていること、その仕組みとは、七年目以降はアメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、チリの農産物輸出国と「再協議」することになっていること、この「再協議」では、関税引き下げはできず、撤廃か削減かになるからであること、⑦農家は過剰生産だとしてコメの減反 (生産調整) を強いられ、生産米価は暴落していくこと、⑧農林水産政策研究所 (農林水産省の) がまとめたものによれば、世界の食糧は確実に逼迫すること (人口増加、水資源

不足、地球温暖化、気候変動などによる)。

②この状態は何を示しているか。TPP は、日本の食糧生産の基盤を破壊すること、安全・安心の食糧が壊滅することなど、である。

(8) ではいかにしてこの亡国的事態を克服するか。

農民連 (農民運動全国連絡会) の真嶋良孝副会長 (国際部長) によれば、世界 183 農民組織で構成するピア・カンシーナが提起した「食料主権」の考えは、「すべての国と民衆が自分たちの食料、農業政策を決定する権利」があり、家族経営農民・漁民が持続可能なやり方で生産する権利であるという。そして、2004 年の国連人権委員会では、「食料主権」の考えにそった勧告と決議が日本も賛成して採択され、その後、アフリカやアジア、ラテンアメリカの国々が憲法や農業法に「食料主権」の概念が規定されている、というのである。そして、安倍自民・公明党政権が、TPP の「大筋合意」を受け入れ、家族農家や漁民を切り捨てることは、「食料主権」に逆行するものだ、というのである。

(9) 「食料主権」の概念は、TPP 締結に反対する闘争の武器となるものであり、改めて人類の生存、繁栄のために必要な権利であることを私は学んだのである。

(10) 農民連は、「これからのたたかいで潰せる」とアピールする機関紙「農民」号外ビラを発行した (11 月 20 日赤旗)。

11月20日、自民党は、工業、サービス、農業の分野についてTPP対策をとりまとめ、同月政府に提言した。これを受け、政府は対策大綱を決めるという。

自民党「TPP対策の要旨」の概要は次のようなものである（11月21日河北新報）。

①前文 ①TPPは特に地方の中堅、中小企業にとり大きなチャンスとなり得る。②「新輸出大国」を目指す（工業品、農産品、食品、コンテンツ、サービス）、③農林水産品については2016年秋をめどに具体策をきめる、国企業の海外展開については、丁寧な情報提供を行う、④経済再生、地方創生については、海外から投資や人を呼び込み、出入国管理体制を整備し、地域への観光需要を高めること、⑤農林水産業については、優れた経営感覚を備えた担い手を育成し、農地のさらなる大区画化を推進すること、畑作や野菜、果樹を対象に「産地パワーアップ事業」を創設し、高性能な機械を導入し高収益作物への転換を図ること、⑥畜産・酪農業者・飼料生産者が連携して生産効率を高める事業を拡充すること、⑦農水産物の輸入拡大や輸出阻害要因の解消により攻めの農林水産業を推進すること、攻めの農林水産業への転換を促すため、規制や税制の在り方を検証し実行すること、⑧国産の主食用米の価格に対する影響を遮断するため政府備蓄米の保管期間を短縮し（5年から3年でいどに）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れること、⑨進め方、検討継続（省略）、⑩食の安全、安心について

は、丁寧に説明し、原料原産地の表示の拡大を検討すること、などである。

（11）右の「TPP対策の要旨」の主な問題点は、次の通りである。

第一に、全体的にみて、いわゆる具体性が欠けている、いわば欠陥商品であることである。この点は、①②③④を参照すれば一目瞭然である。

第二に、大企業優遇と中小企業冷遇であることである。この点は、⑤⑥⑦⑧⑨を参照しつつ、読み込めば⑤の「輸出大国」や「企業の海外展開」とは「大企業」を指していることである。第三に、農林水産業の利潤追求の大企業化であり、家族農業の切り捨てである。この点は⑩⑪⑫⑬を参照すれば分かると思う。第四に、地方と農村、漁村の切り捨てである。この点は、第二の点と表裏一体の関係にある。第五は、食生活、食文化に対する配慮の欠如である。この点は⑭によく表れている。また丁寧に説明するということは何も説明しないことと殆ど全く同じである。有害物質の入ったアメリカの輸入食物に、たとえ有害物質が入っていたとしても明示することはしないであろうし、仮に表示するとしても消費者には分からないように抽象的で不可解な説明文を付けるのが大企業のやり口なのである。

総じていえば、「TPP対策の要旨」は、大企業のためのもの、もっと正確に言えば政府、官、軍、学、アメリカ、多国籍企業複合体の経済的要求を反映した文書であるといえよう。

(12) 安倍政府は、11月25日、「TPP総合対策本部」の会合で「総合的なTPP関連政策大綱」を決定した(11月26日赤旗)。

その内容は、前述の「TPP対策の要旨」とほぼ同じであり、「新輸出大国」「貿易、投資の国際中核拠点」「農政新時代」(農産物輸出を中心とする)、という構想を打ち出しているが、その具体化は、2016年秋に詰めるとしており、具体的内容は今のところ定かではない。ただ水面下で安倍政府がアメリカなどと秘密に交渉、かけひきしていることは想像できる。

(13) 前述した11月25日決定の「TPP対策大綱」の全文に近いと思われるものが11月26日の河北新報に掲載されている。内容的には、前述したところとほぼ同じである。少し、具体的記述があるが、基本的にほとんど同じであるが念のため、主な項目だけを記す。

①基本的な考え方、②関連政策の目標、③今後の対応、④対策大綱実現に向けた主要施策、以上である。そして、③の「今後の対応」では、2016年秋をめどに具体的内容を詰め、TPPの経済的効果の分析結果を年内に公表する、としている。

(14) 11月27日、河北新報の社説によれば、“政府は手順などお構いなしに対策の一部を2015年度補正予算に盛り込み、年明け早々の通常国会(2016年)で1月中にも成立させ、協定に各国首脳が署名するのは2月ころとされる。つまり最終合意する前に対策は走り出すのだ。国民を愚弄

してまいか”と批判している(11月27日河北新報)。

(15) 11月29日、自民党は、都内ホテルで「立党60年記念式典」を開いた。その席上で安倍首相は、大要次のように語った。

“60年前先人たちは大義の下自民党を立党した。憲法改正、教育改革など、占領時代につくられた仕組みを改めなければならないと決意した。…安定的経済政策の下、高度成長を達成し、世界に冠たる社会保障制度を構築してきた。日米同盟の下、日本の平和と繁栄を守り続けてきた。(戦争法について)抑止力が強靱化された。

(TPPについて)農業を守るために攻めなければならない”、と(11月30日赤旗)。

(16) しかし、このような安倍首相の主張に世論はどう反応しているかを見よう。全国都道府県知事と市町村長に対し共同通信社が10月～11月に行ったアンケート取材によれば、TPPの自治体への影響について、マイナスとの答えは北海道57.7%、山形県50.0%、宮崎県48.1%、岩手県45.5%、全国で24.7%であった。プラスとの答えは、東京13.8%、大阪22.5%、大分10.5%、埼玉9.7%、長崎9.5%、全国2.6%。

この調査をどう読み取るべきか。私は、TPP反対が圧倒的な世論であると読むのが正しいと考える。

以上をもってTPPについては終えて、次の問題、原発の問題に移ることにする。

V 原発再稼働への動き

(一) 原発再稼働と反対運動 (一)

(1) 2015年11月1日、松山で伊方原発の再稼働に反対する全国集会が開かれ、各地から参加した。愛媛県(伊方原発)、鹿児島県(川内原発)、福島県(福島原発)、松山市、高松市等から集まり、原発の危険性について意見を交わし、原発再稼働反対の決意を新たにしたのである(11月2日赤旗)。

(2) 11月2日の河北新報の報道によれば、発電タービンなどの原発資機材の輸出の再開をするため、国際協力銀行の融資など、公的金融支援のルールを整備した。そして林経産相は、安全性の高い原子力技術を提供していく、と述べた(11月2日河北新報)。

このことの持つ意味は、原発が安全な技術に支えられているという虚構の論理を前提とするものである。それだけに世論の原発に対する疑惑は深い。このことを表す世論調査では、原発輸出に反対が60.2%である(11月2日河北新報)。

(3) 11月4日、原子力規制委員会は、高速増殖炉「もんじゅ」(福井県敦賀市)の運用主体として日本原子力研究開発機構を不適格と判断した。「もんじゅ」は原発の使用済み核燃料から再処理して取り出したプルトニウムを燃料に使い、使用した以上の燃料を生み出すとして、政府は開発を進めてきたもので「核燃料サイクル」の柱に据えられてきた。

しかし、プルトニウムは、毒性が強く、危険なものであり、事故が相次ぎ、2013年5月には1万件近く機器の点検漏れ(ミス)が生じ、規制委員会から運転再開作業の停止を命じられた。それ以降も同機構の違反行為(事故)が繰り返されてきた。しかし、その種の事故は、「もんじゅ」が毒性の強いプルトニウムを燃料に使用するために必ず生ずる事故である。

その抜本的解決のためには、「もんじゅ」を廃炉にすることである(11月5日河北新報)。

関連して11月4日、原子力規制委員会は、機構による運営は不相当だとして運営主体を変更するよう所管する文科省に勧告することを決定した。そして原子力規制委員会田中委員長は、記者会見で、勧告を出したことを踏まえ、「もんじゅ」を廃炉にするかは事業者(日本原子力研究開発機構)の判断することだ、勧告を出せば廃炉を含めいろいろな考え方があるだろう」と述べた。

この発言は、廃炉とすべきことを事業主体やその所管者たる文科省が自主的に判断すべきだと述べたことを意味しているのである(11月5日赤旗、河北新報)。

(4) 11月4日、原子力規制庁は、東京電力柏崎刈羽原発6,7号機(新潟県)で原子炉の安全設備に関する信号を伝送するケーブルが不適切に敷設されていたと原子

力規制委員会に報告した（11月5日赤旗）。

（5）11月5日、日本原子力発電（原電）は、敦賀原発二号機（福井県敦賀市）につき、再稼働の前提となる新規規制基準への適合審査を原子力規制委員会に申請した。規制委は、原水炉直下に「活断層」があるとしたが、原電は、ないと主張し審査申請を行った。

しかし規制委の調査チームは、二号機原子炉直下を通る断層が敷地内を通る活断層「浦底断層」と連動する可能性があると判断し、東電の主張を斥けた（11月6日赤旗、11月7日河北新報）。

原発問題住民運動福井県連絡会議幹事の山本さんは、“……二号機の200mの至近距離に一級の活動層である浦底断層があり、こうした危険を無視して原発を動かそうとする東電のやり方に怒りを覚える”と語ったのである（11月6日赤旗）。

（6）11月16日、東京電力が被災者からの請求に対し2015年8月以降2年分の一括賠償を支払うとした「合意書」への記名、捺印を求めたのに対し、「福島原発被害・完全賠償請求中小業者連絡会」は、賠償をこれで打ち切ろうとするものだと強く反対し、「合意書」の修正を東電と国（経済産業省）に要請したが、東電は拒否した。連絡会が“東電の書式によらず、2015年8月以降の損害について従来通り過去分として請求しても受け付けてもらえるのか”と質したが、東電は他の方式は受

け付けないと答え、経産省も容認した（11月10日赤旗）。

この事実の持つ意味は、原発事故の被害が長期にわたり続くことを無視したものであり、被害者に被害の賠償を限定して打ち切ろうとする東電や経産省の姿勢の表れである。

（7）11月13日、原子力規制委員会は、日本原子力機構が「もんじゅ」の出力運転を安全に行う主体として必要な資質を有しない、として同機構に代わる適当な主体を示すよう文科相（所管相）に勧告した。

勧告は、①原子力機構に代わって「出力運転を安全に行う能力を有すると認められる者」を具体的に特定すること、②特定が困難な場合は「もんじゅ」が有する安全上のリスクを明確に減少させるよう「もんじゅ」の在り方を抜本的に見直すことを要求し、おおむね半年をメドに報告をすること、である（11月14日赤旗）。

この勧告の意味することは、事故続きの「もんじゅ」から撤退せよ、ということである。

（8）11月16日、日本原燃の工藤健二社長は、青森での記者会見で、再処理事業の意義を説明し、早期完成の意思を表明した。そして、高速増殖炉のサイクルは燃料制約を解消する極めて有力なシステムで、その意義は大きい、再処理事業はプルトニウム、ウラン混合酸化物燃料にしてプルサーマルとして利用していく、1.7万トンまで溜まった使用済み核燃料をコンパクトで

より有害性の低いものにする、事業の意義が損なわれることはない、と説明した（11月17日河北新報）。

要するに、プルサーマルの安全性を強調したのである。

（9）11月19日、原子力規制委員会は、敦賀原発の原子炉直下の活断層や東数百メートルの位置にある第一級の活断層「浦底断層」の影響評価の審査を当分優先し、設備関係の審査を保留することに決定した。

規制委員会の調査チームは、2013年5月と2015年3月の二度にわたり二号機原子炉直下に通る断層が「浦底断層」と連動する可能性があるとし、断層は動かないとする日本原電の主張を退けた。そして規制委員会は、事業者が作成した記録に有効性がないことを日本原電に説明し確認したのである（11月20日赤旗）。

この事実は、事業者が、科学的根拠なしに活断層であることを否定し続けていることを示している。

（10）11月20日、原子力規制委員会は、北陸電力が否定している志賀原発の一号機原子炉直下に通る断層が活断層であることを否定できないことを確認した（11月21日赤旗）。

（11）11月20日、電気事業連合会八木会長は、記者会見に於いて、「もんじゅ」の運営主体の交代を勧告されたことに関し、“電力会社が（運営を）引き受けるのは大変難しい”とし、「もんじゅ」が研究開発の段階であることや、電力会社には高速増殖炉の技術的知見はなく、その運営は

国の領域だ、と述べた（11月22日赤旗）。

（12）11月23日、仙台市内で「市民による女川原発の安全性を問うシンポジウム（主催・同実行委員会）が開かれ、530人が参加した。シンポジウムでは、原子炉格納容器の設計者だった後藤政志氏は、“原子炉格納容器は最悪のシビアアクシデントを想定せず成立しており、炉心熔融後の事故進展を抑えられない。再生エネルギーへ全力でシフトすべきです”と語った。原子力プラント技術者である小倉志郎氏は、

“原子力規制委員会の審査は安全を保障するものではない、住民の求める安全と電力会社という安全性は質が違う”と述べ、また東京大学井野博満名誉教授は、“原発は事故被害が巨大になる「異次元の技術」、再稼働の是非は市民社会が判断すべきであり、その協議の場がつけられるべきだ”と述べた（11月24日赤旗）。

（13）原発とは人類にとって何物か。

ここで原発とは人類にとって何物かにつき私の考えを記しておく。

第一に、原子力という巨大なエネルギーを科学の力で発見したことは、科学者の功績である。しかし、それは一側面である。科学者は他面で、原子力を制御する理論を発見できなかった。

第二に、その結果として原子力の利用が平和的に、人民の幸福実現のために使われる理論も技術も発達することができず、逆に軍用に使われたり、事故が多発する悲惨な事態を招いた。

第三に、その産物として、「政・官・財・軍・学複合体」ともいふべき奇怪な代物が生まれ、それが人類を支配し、世界の人類を絶滅に追いやる構造が生成した。

第四に、ではどうすればいいか。原子力を制御する理論が発見される迄、原子力の利用を休止状態に置くことである。そして

人類にとって必要なエネルギーは、再生可能エネルギーで賄うことである（高橋洋「日本の再生可能エネルギー政策を検証する」世界 2016 年 1 月号参照）。

第五に、その実現のために原発反対運動・核廃絶運動を強化することである。

(二) 原発再稼働反対運動 (二)

(1) 原発反対運動は全国各地で毎日のように行われているが、紙数の関係で、一、二の例を上げよう。

11 月 20 日、北海道札幌市で、174 回目の反原発抗議行動が行われ、約 50 人が参加し「原発はいらない」「核燃料サイクルの破綻は明らか。もんじゅを廃炉に」と訴えた。

同日、秋田県大館市では 26 人がデモ行進した。

同日、岩手県盛岡市では、「盛岡でもデモし隊☆」が脱原発デモ行進し、30 人が参加した。

同日、福島県では、いわき、会津若松、相馬、南相馬、白河、南会津町で行動し、「福島を切り捨てるな。再稼働反対」とコールしたり、訴える活動を行った（11 月 25 日赤旗）。

(2) このような地道な運動の積み重ねこそ、原子力の平和的利用の知恵を生み出し、原子力の悪用を喰い止める力になると考える。

このことを確認し、原子力については一応の締めくくりとする。

VI その他 (大学、文化問題、テロ問題、マイナンバー問題、アジアの動きなど)

(一) 大学問題

(1) 2015 年 10 月 26 日、財政制度等審議会は、財務省提案を了承した。財務省提案とは、国立大学に対し、運用交付金に頼らず、今後 15 年間で交付金を毎年 1%削減し、授業料引き上げや産学連携などで毎年 1.6%の自己収入増と、大学の規模の

「適正化」とを打ち出したものである（11 月 3 日赤旗）。

(2) 右の提案は、第一に、運用交付金削減は、授業料を高額化することに連なる。

第二に、「規模の適正化」とは、運営交付金の少ない弱小の地方大学の切り捨てを意味する。

(二) 文化問題

(1) 11月20日、国連人権理事会のデービット・ケイ特別報告者（表現の自由担当）が12月に予定していた日本での現地調査が突如延期になったことが明らかになった。その理由は、安倍政府の要請によるものである。そして岸田外相は、“受け入れ態勢が整えることが困難なため”と説明している。

ケイ氏は12月1日から同月8日まで日本政府やNGO関係者と会い、表現の自由に

第三に、その結果として、大学間で格差が生じ、研究基盤が脆弱になり、真の学問が衰退し、軍・官・産が大学を操ることになるであろう。

関する調査を予定していたが、日本政府に受け入れを拒否されたのである。

ケイ氏の前任者のフランク・ラ・ルー特別報告者は、2013年成立の特定秘密保護法の現状について調査する予定だったという（11月22日赤旗）。

(2) 今回の措置（来日拒否）は、特定秘密保護法の法的仕組みと運用の実態を知られることを嫌った安倍政府の一種の陰謀であろう。

(三) テロ問題

(1) 中東でのテロ問題

① 11月現在、テロはシリア内戦で、南スーダンで、トルコで（11月2日赤旗）、レバノンで（11月14日赤旗）、パリで（イスラム国による）（11月15、16、19、20、21、26日以上赤旗、27日河北新報、28日赤旗、28日河北新報）、西アフリカで（11月22日赤旗）など各地域でテロが発生している。

② では何故テロが発生するのか。

第一に、テロの温床は、社会システムに問題があることである。経済的格差の大きい社会、軍事優先の社会、人種差別や偏見の多い社会、異文化に不寛容な社会、このような社会システムの下では、不満分子を

生み出し、“窮鼠猫を噛む”テロが発生するのである。

第二に、無能で権力主義的な政治家、軍事力依存の政治家の下で、テロが生じることは歴史の示す教訓である。

(2) では如何なる方法でテロを抑圧するか。

第一に、テロを軍事力で抑圧することは不可能である。このことはドイツの野党第一党左翼党のバルチ連合（下院）議員共同団長は、11月25日、下院での代表質問で、メルケル政権の過激派組織ISに対する軍事作戦に反対し、“軍事作戦参加はノーだ、テロとのたたかいに軍事的勝利はない、ドイツがアフガニスタンで対タリバン

作戦に駆り出され、50人以上の兵士が死亡し、数千人のアフガン市民が殺された歴史から何も学んでいないのか”とメルケル首相を追及し、ISを潜在的に支援しているサウジアラビアやカタール、アラブ首長国連邦に戦車など危険な武器を輸出していることが間違いだ、と追及したのである（11月28日赤旗）。

第二に、同様の主張が西谷修（立教大学文学部研究科特任教授）『テロとの戦争』という文明的倒錯」（世界2016年1月号）でもなされている。その結論部分を引用する。

「それぞれの国が『生きる社会』を作らねばならぬ。そうすれば誰もが生きることが望み、他者と共に生きる豊かさを知るようになるだろう……もっと現実的

（四）マイナンバー問題

（1）2011年にマイナンバー（共通番号制度導入）のため「情報連携基盤技術ワーキング会議」が設立され、技術面の検討が始まった。

ところが政府機関発注のマイナンバー関連事業は、官民癒着の温床となっていることが判明した。受注したのは富士通が216億円、日立製作所が188億円、NTTデータが138億円、その他合計で862億円超であり、しかも発注方法は随意契約であり、受注企業に行政機関の幹部32人が天下り

で手近な方策は少なくとも『テロとの戦争』をしたがる指導者をもたないことである。そういう指導者は、逆に『テロ』を招き寄せ、人々に『自由と民主主義』を放棄させる。この『戦争』そのものが收拾しがたい混乱を世界に引き起こし、際限なく『テロリスト』を増殖させてきたことは、ブッシュの宣言（2000年）以来15年に及ぶ『テロとの戦争』が示している通りである。」

（三）何度も繰り返すが、テロに対して軍事力を用いることでテロをなくすることはできない。そして外交や文化の力、和解と寛容な精神力こそテロを防ぎテロを抑制する最大にして唯一の方法なのである。

これを以てテロの項目を終え、マイナンバーの問題に移ることにする。

していたことが赤旗の取材で明らかになった（11月3日赤旗）。

（2）この事実は何を示しているか。

そもそもマイナンバー制度は、個人のプライバシーを侵害する悪制度である。このことについては後に譲るとして、ここで問題とすべきはマイナンバー制度が民間事業者と政府の官僚の利権の温床から、設計、製造されようとしていることである。

（3）マイナンバー制度の危険性

① 本制度は、日本国内に住民登録している人全員に12桁の番号をつけて、国（政府）が住民の個人情報を一元的に収集、管理し利用する制度であり、2015年10月末からマイナンバーの郵送が始まり、2016年1月から本格的運用が始まる。

②この制度はいかなる制度か。

① 第1に、個人や団体の情報（例えば性別、氏名、生年月日、住所、戸籍、家族、親族、収入、財産、納税額、容貌、その他個人に関する全ゆる情報＝例えば学歴、職業歴、所属団体、思想、家族、交友関係など）を国＝政府が把握し（ある場合は自ら収集し）、一元的に秘密裏に管理する制度である（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律＝以下本法という＝参照。とくに2条、9条参照）

② 第2に、情報利用に制限がないことである（第18条参照）。国＝政府は、自らの政策にとって利用可能であれば、恣しい仮に情報を利用できる制度である。

その利用範囲は極めて広範囲である。そのため安倍政府の下では、日米軍事同盟強化、戦争法の実施、大学自治解体、政党・労働組合弾圧、市民・学生組織弾圧、NG

O・宗教弾圧、人種差別、思想弾圧、捜査利用などに利用・悪用されること必至である。

（4）しかし、重要なことは、個人番号（実は共通背番号というほうが実態に即していると思う。なぜなら個人の他にも法人等も対象とする制度だからである）は、申請により交付するものとされていることである（同法第17条参照）。従って、実は申請の法的義務はないのである（同様な見解をとっている座談会「リスクだらけのマイナンバー」世界2015年12月号参照）。

この点は、広く知られているとは必ずしも言えない。しかし、本法自体がそういう構造になっているのである。そして、仮に申請を義務付ければ、憲法に違反するものとなるのは憲法上は自明の理であると考えられる。

（5）しかし、本法が憲法違反であることは申請の問題に限っていうのではない。思想、表現、学問、宗教の自由を侵す危険が大きいのがナンバー制度の本質であり、現実に果たす役割なのである。

このことを強調し、以上を以てマイナンバー制度については終える。

(五) 国際問題

(1) 東南アジア諸国連合 (ASEAN、アセアン) は、1967年に結成され、48年経った共同体である。そのアセアンのアルマナタ報道官の話の要旨を紹介する。

①ASEANには三つの柱がある。①政治・安全保障、②社会・文化、③経済の三つである。第一の柱、は東南アジア友好協力条約 (TAC)、南シナ海行動宣言 (DOC)、そして南シナ海行動規範 (COC) があり、平和的態度で問題解決を図ること。第二の柱は、教育、文化交流の活発化、自然災害などへの協力体制の強化、第三の柱は、市場・生産拠点の創出、経済共同体の構想である (11月5日赤旗)。

②11月21日、マレーシア首都クアラルンプールで東南アジア諸国連合 (アセアン) の首脳会議の本会議が開かれた。

議長国マレーシアのナジブ首相は、“戦争を起こしたがっている者たちを打ち負かすためには軍事力手段だけでは不十分だ、穏健派イスラム教徒だけではなく、歴史的にも紛争解決のための非暴力手段による推進力だった南シナ海問題については国際法に従った平和的手段による紛争解決が重要だ”と述べた (11月22日赤旗)。

非暴力主義こそテロ問題の解決の糸口になる、と主張したのである。

③11月22日、東南アジア諸国連合 (アセアン) に加盟している10ヶ国の首脳が2015年12月31日に「ASEAN共同体」を設立する宣言に署名した。

議長国マレーシアのナジブ首相は、“1967年にASEANを結成した。東南アジアが「分離主義と紛争の発信源」から「紛争の平和的解決にとって世界的発信源の一つに変貌した”、と強調した (11月23日赤旗)。

(2) このアセアン共同体の発足をどうみるか。様々な弱点を抱えているが (11月23日河北新報)、しかし、和解と非暴力をうたうアセアンには高い評価が加えられるべきであるとする (ASEAN2015年クアラルンプール宣言要旨については河北新報11月24日参照)

(四) 以上、2015年11月の動きをみてきたが、戦争法を巡る動きが今後の日本の人にとって克服すべき課題であることを深く考えさせる一年であった。

この課題にどう取り組むべきか。安倍政府という未だ曾てない異様な好戦的な政権

に對しいかにしてその動きを喰い止める
か。12月分で論じたいと思う。